

危機からの回復：  
グローバル・ジョブズ・パクト  
（仕事に関する世界協定）

第98回ILO総会により採択  
2009年6月19日、ジュネーブ

ILO 総会は、  
各国元首、副大統領、首相をはじめとする、「世界的な仕事の危機に関する ILO サミット」  
参加者の意見を聞き、  
ILO 総会の危機対応全体委員会による提案を受理し、  
総会が採択した決議の実行にあたり、ILO 理事会及び ILO 事務局が有する重要な役割を  
考慮し、  
グローバル化の社会的側面に対応する上で、ディーセント・ワークの実現に向けた取組み  
及び「公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言」を念頭に置き、  
2009 年 6 月 19 日、以下の決議を採択する。

## 危機からの回復： グローバル・ジョブズ・パクト（仕事に関する世界協定）

### 1. 危機に対するディーセント・ワークの対応

1. 世界経済危機とその余波により、世界は、長期的な失業の増加と貧困と不平等の拡大に直面している。雇用は、通常、経済の回復後、数年を経てようやく回復する。国によっては、危機前の雇用水準に回復するだけでは、力強い経済に効果的に貢献し、男性また女性にとってのディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を達成するのに不十分であろう。
2. 企業と雇用が失われている。この状況に取り組むことは、いかなる包括的対応においても、その一部でなくてはならない。
3. 世界は、より良く機能しなければならない。
4. 仕事、持続可能な企業、質の高い公共サービス、権利を擁護し意見表明と参加を促進しながら人々を守ることを中心とした各国及び国際的な努力を強化するために、グローバルな政策の選択肢を調整する必要がある。
5. それは、経済の再活性化、公正なグローバル化、繁栄と社会正義に貢献するであろう。
6. 危機後の世界は、新しいものにならなければならない。
7. 我々の対応は、公正なグローバル化とグリーンな経済、そして仕事と持続可能な企業を

より効果的に創出し、労働者の権利を尊重し、男女平等を促進し、脆弱な人々を保護し、質の高い公共サービスの提供について各国を支援し、国々がミレニアム開発目標を達成できるようにする開発に貢献すべきである。

8. 政府及び労使団体は、グローバル・ジョブズ・パクト（仕事に関する世界協定）の成功に貢献するために協働する。国際労働機関（ILO）のディーセント・ワークの実現に向けた取組みは、この対応の枠組みとなる。

## 11. 回復と開発を促進するための原則

9. 行動は、ディーセント・ワークの実現に向けた取組み及び ILO とその加盟国政労使が 2008 年の「公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言」の中で合意した事項を指針として行われなければならない。我々はここで、多国間システム、政府、労働者及び使用者の将来に向けた枠組みと実践的政策群を明らかにする。それは、社会的進歩と経済発展の連携を確保するものであり、以下の原則を含む。

- (1) 回復と開発を支援する現行の国際的・国内的行動の一環として、持続可能な企業を通じた雇用の保護と成長、質の高い公共サービス、すべての人に対する十分な社会的保護の構築に優先的な注意を傾注すること。こうした対策は、調整された方法で迅速に実施されるべきである。
- (2) 危機によって強い打撃を受けている弱い立場にある男女（危険にさらされている若年、低賃金労働者、低技能労働者、インフォーマル経済で働く人々、移民労働者を含む）への支援を強化すること
- (3) 仕事のない人々に対して、労働市場へのアクセスを支援するとともに、雇用を維持し、ひとつの仕事から次の仕事への移行を容易にする方策に焦点をあてること
- (4) 実効的な公共職業安定サービス及びその他の労働市場の諸制度を確立または強化すること
- (5) 回復に向けて準備するため、技能開発、質の高い訓練及び教育への均等な機会とアクセスを増進すること

- (6) 保護主義的な解決策、賃金のデフレ・スパイラルがもたらす不利な結果、労働条件の悪化を回避すること
- (7) 経済と仕事の回復を支え、男女不平等を改善する中核的労働基準及びその他の国際労働基準を促進すること
- (8) 実体経済のニーズに対する危機対応の効果を最大化する建設的なプロセスとして、三者構成主義や労使間の団体交渉などの社会対話を行うこと
- (9) 短期的な行動を、経済的・社会的・環境的な持続可能性と整合的なものとする
- (10) 企業の創出、持続可能な企業を可能にし、産業分野全般にわたって雇用創出を促進する法規制の環境を含む、国と市場との相乗作用、及び、市場経済の実効的かつ効率的な規制を確保すること
- (11) ILOは、他の国際機関、国際金融機関及び先進国とともに政策の整合性を強化し、また、危機対応の財政的・政策的余力が限られている後発開発途上国、開発途上国、市場経済移行諸国への開発援助及び支援を深化すること

### III. ディーセント・ワークの対応

- 10. 上記の原則は、各国が、それぞれの状況や優先課題に即した政策パッケージを策定できるような全般的枠組みを設定する。これらの原則は、同様に、国際機関に対して情報を提供し、その行動を支持するものである。以下にいくつかの具体的な政策の選択肢を提示する。

#### 雇用創出と仕事の回復を加速し、企業を持続する

- 11. 長期的な失業とインフォーマルな就労の増大という反転させることの困難なリスクを抑制するために、仕事の創出を支援して人々の就労を助ける必要がある。その達成に向けて、我々は、危機対応の中心に、完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークという目標を据えることに合意する。以下の対応策が考えられる。

- (1) マクロ経済的な景気刺激策によるものも含め、有効需要を喚起し、賃金水準の維

(2) 以下の方法による求職者の支援

- (i) 実効的で、適切に対象を絞った積極的な労働市場政策を実施すること
  - (ii) 公共職業安定サービスの能力強化と資源の投入により、求職者が十分な支援を受けられるようにすること、また、民間職業仲介事業所を利用している場合には、質の高いサービスが提供され、権利が尊重されるようにすること
  - (iii) 報酬の得られる雇用や自営のための職業訓練及び起業家向け技能訓練プログラムを実施すること
- (3) 特に、職を失った者、あるいは職を失うリスクのある者、脆弱なグループに対して、エンプロイアビリティ（雇用されうる能力）を改善するために、労働者の技能開発・技能向上・再訓練に投資すること
- (4) 社会対話や団体交渉を通して実施される適切に設計された仕組みにより、仕事の喪失を制限あるいは回避し、企業が労働力を維持できるように支援すること。こうした仕組みには、ワーク・シェアリングや部分失業給付などが含まれる
- (5) 対象を絞った取組みの乗数効果を認識し、産業分野全般にわたる仕事の創出を支援すること
- (6) 仕事の創出における中小企業及び零細企業の貢献を認識し、その発展に役立つ環境を確保するため、利用しやすい貸付へのアクセスを含む諸対策を推進すること
- (7) 協同組合が、零細ビジネスから大規模な多国籍ビジネスに至るまで、コミュニティで仕事を提供していることを認識し、そのニーズに沿うようにした支援を行うこと
- (8) 臨時雇用に対して公的に雇用を保障する仕組み、緊急公共事業プログラム、対象が絞られた他の直接的な仕事を創出する仕組みを活用し、これらはインフォーマル経済を含むこと

- (9) 持続可能な企業の創出と育成を通して、仕事の創出につながる支援的な規制環境を整備すること
- (10) 仕事を創出し、持続的な経済活動を刺激するための重要なツールとして、インフラ、研究開発、公共サービス及び「グリーン」な生産及びサービスへの投資を増大すること

## 社会的保護システムの構築と人々の保護

12. 脆弱な人々を支援する持続可能な社会的保護システムは、貧困の増大を回避し、社会的困難への対処を可能にするとともに、経済の安定化とエンプロイヤービリティ（雇用されうる能力）の維持・促進を助けている。開発途上国において、社会的保護システムはまた、貧困を緩和し、国の経済社会の発展に貢献することができる。危機的状況においては、最も脆弱な人々に対する短期的な支援措置が適切であろう。

- (1) 各国は、適宜、以下を考慮すべきである。
  - (i) 貧困層の差し迫ったニーズを満たし、貧困を緩和するための現金給付制度を導入すること
  - (ii) すべての人に適切な社会的保護を構築すること。そのために、以下のような基本的な社会的保護基盤を活用する：医療へのアクセス、高齢者と障害者に対する所得保障、失業者とワーキング・プアのための公的に雇用を保障する仕組みと結びついた児童手当と所得保障
  - (iii) 失業給付の期間及び適用範囲を拡大すること（各国の労働市場の現状を踏まえ、十分な勤労意欲を生む関連施策と並行させる）
  - (iv) たとえばエンプロイヤービリティ（雇用されうる能力）のための技能開発などを通じて、長期失業者と労働市場との結びつきを維持すること
  - (v) 年金あるいは健康保険基金に十分な資金が得られず、労働者を十分に保護できなくなっている国々において、最小限の給付保障を提供すること。また、将来の制度設計において、労働者の貯蓄をより適切に保護する方策を検討すること

(vi) 臨時及び非正規労働者に対する適用を十分なものとする

(2) すべての国は、所得支援、技能開発、平等と非差別の権利の行使を組み合わせることを通じて、危機によって最も大きな打撃を受けている脆弱なグループを支援すべきである。

(3) 賃金のデフレ・スパイラルを避けるために、以下の選択肢を指針とすべきである。

- 社会対話
- 団体交渉
- 法定あるいは交渉による最低賃金

最低賃金は定期的に見直し、調整されなければならない。

使用者及び調達当事者としての政府は、交渉による賃金率を尊重し推進しなければならない。

男女賃金格差の縮小は、こうした取組みに統合されたものでなければならない。

13. 強力で効率的に運用されている社会的保護システムを備えた国々は、経済を安定させ危機の社会的影響に対処する価値のある仕組みを内蔵している。これらの国々は、場合により、既存の社会的保護システムを補強する必要がある。他の国々にとっては、より強固で実効的な制度の基礎を固めつつ、緊急のニーズに対応することが最優先である。

### 国際労働基準の尊重の強化

14. 国際労働基準は、働く人々の権利の基礎となって、それを支え、危機において特に有益な社会対話の文化を構築することに貢献する。労働条件悪化の悪循環を防ぎ、回復を果たすためには、以下を認識することが特に重要である。

(1) 労働における基本的原則及び権利を尊重することは人間の尊厳にとって不可欠である。それはまた、回復と開発にとっても決定的に重要である。したがって、次のことを強化しなければならない。

(i) 強制労働、児童労働及び職場における差別の撤廃、並びに、それらの増加を予防するための監視

(ii) 社会的緊張が高まる中で、フォーマル経済及びインフォーマル経済の双方において、建設的な社会対話を可能にするメカニズムとしての結社の自由、団結権及び団体交渉権の効果的な承認の尊重

- (2) 基本条約に加えて、多くの ILO 条約や勧告についても同様である。雇用政策、賃金、社会保障、雇用関係、雇用の終了、労働行政・監督、移民労働者、公契約における労働条件、労働安全衛生、労働時間及び社会対話の仕組みに関する ILO の文書が含まれる。
- (3) 「多国籍企業及び社会政策に関する原則の ILO 三者宣言」は、サプライ・チェーンも含むすべての企業にとって、社会的に責任を果たす方法で危機に対応するための重要で有用なツールである。

#### **社会対話：団体交渉、優先課題の特定、行動を促すこと**

15. 特に、社会的緊張が高まっている時には、適切な場合には、あらゆるレベルにおける団体交渉を含む社会対話の仕組みをより尊重し、活用することが重要である。
16. 社会対話は、国の優先課題に適した政策を設計する上で、計り知れない価値のある仕組みである。さらに、危機の克服と持続可能な回復に必要な、政府との共同行動に対する使用者と労働者の合意を構築するための強固な基盤でもある。成功裏に合意されれば、達成された結果への信頼を醸成する。
17. 労働行政及び労働監督の能力強化は、労働者保護、社会保障、労働市場政策及び社会対話に関する包括的な行動における重要な要素である。

#### **IV. 今後の展望：公正かつ持続可能なグローバル化の形成**

18. 上記の課題は、グローバル化の他の局面と密接に連動し、政策の整合性と国際的な協調を要する。ILO は、国連及びすべての関連国際機関と十分に協力すべきである。
19. ILO は、他の関連機関と協働して、実行された行動及び将来必要となる行動を評価するよう ILO に求める G20 の要請を歓迎する。
20. 我々は、国連機関長会合（CEB）における ILO の役割への支持を確認する。それが、

危機の緩和に役立つ国際的な環境の創出につながる。我々は、この点で、ILO が実効的で整合性のある社会経済政策の実施を促進する役割を果たすよう奨励する。

21. 以下の問題については、特に協力が重要である。

- (1) 金融部門に対するより強力で世界的に一貫性のある監視規制枠組みを構築すること。それは、実体経済に役立ち、持続可能な企業とディーセント・ワークを促進し、人々の貯蓄と年金をより良く保護するだろう。
- (2) すべての人に利益となる効率的で十分に規制された貿易及び市場を推進し、国々の保護主義を回避すること。国内市場及び海外市場への障壁の撤廃においては、諸国の発展レベルが様々であることを考慮しなければならない。
- (3) 仕事の回復を加速し、社会的格差を縮小し、開発目標を支援して、その過程でディーセント・ワークを実現する低炭素で環境に配慮した経済に移行すること。

22. 多くの開発途上国、特に後発開発途上国にとって、世界不況は、大規模な構造的失業、不完全就業及び貧困を悪化させる。

我々は、以下のニーズを認識する。

- (1) 後発開発途上国においてディーセント・ワークと開発を実現するために、体系的で十分な財源を充てた多面的なプログラムによって、ディーセント・ワークの機会の創出に、より優先的に取り組むこと
- (2) 持続可能な企業の促進と育成を通じて、雇用の創出及び新たなディーセント・ワークの機会の創出を推進すること
- (3) 特に若年失業者のために、職業・技術訓練及び起業家としての技能開発を提供すること
- (4) フォーマルな雇用への移行を達成するために、インフォーマル経済の問題に取り組むこと
- (5) 開発途上経済における農業の価値及び農村部のインフラ、産業、雇用のニーズ

を認識すること

- (6) 内需及び外需を刺激するため、付加価値のある生産とサービスを生み出す能力を構築することにより、経済の多様性を強化すること
- (7) 国際金融機関を含む国際社会に対し、財政面・政策面での制約に直面している国々が景気循環に対応した措置をとるためのリソースを利用できるようにするよう奨励すること
- (8) ミレニアム開発目標からの深刻な後退を防ぐため、支援を増大する取組みを継続すること
- (9) 各国の基本的な社会的保護基盤を構築するため、財政的支援も含む開発援助の提供を国際社会に強く要請すること

- 23. 各国政府は、貧困と不平等を減少し、需要を増大させ、経済的安定に寄与することができる最低賃金などの選択肢を検討すべきである。ILOの最低賃金決定条約(1970年、第131号)は、この点での指針となる。
- 24. 現下の危機は、男女平等をめざす新たな政策的対応を形成するための機会と捉えるべきである。経済危機の間の回復のための施策は、男女への影響を考慮に入れ、すべての措置にジェンダーの視点を統合する必要がある。回復のための施策に関する論議においては、諸施策の設計とその成果の評価の双方に関して、女性も男性と同等の発言権をもたなければならない。
- 25. グローバル・ジョブズ・パクトの提言と政策の選択肢を実行するためには、財政面での検討が必要である。危機対応と回復政策を採るための財政的余力が不足する開発途上国には、特段の支援が必要である。援助国と国際機関には、これらの提言と政策の選択肢を実行するために、既存の危機対応財源を含めて、資金の提供を考慮することが要請される。

## V. ILOの取組み

- 26. ILOは、危機対応及び経済社会開発の促進という重要な分野に権限をもつ。研究及び

経済社会データ分析における ILO の能力は、こうした文脈において重要である。その専門性は、各国政府、社会的パートナー、多国間システムとの協働において、中心に据えられるべきである。それは、下記の分野を含むが、これに限定されない。

- 雇用創出
- 社会的保護の設計と財政モデル
- 積極的労働市場プログラム
- 最低賃金の設定メカニズム
- 労働市場制度
- 労働行政及び労働監督
- ディーセント・ワーク計画
- 企業の創出と育成
- 国際労働基準 — 実施と監視
- 社会対話
- データ収集
- 労働市場における男女平等
- HIV エイズに関する職場のプログラム
- 労働移動

27. 以下の活動によってはじめて、上記に関する実践的な取組みを強化することができる。

- 情報に基づく政策決定の基礎として、賃金動向を含む労働市場に関する情報をとりまとめ、活用し、各国の進捗を評価する指標として有用な継続的なデータを収集し、分析する各国の能力を向上させること
- 各国の経済危機対応と回復政策に関する情報を収集し、周知すること
- 他の関連機関と協働して、実行された行動及び将来必要となる行動を評価すること

- 地域開発銀行及び他の国際金融機関とのパートナーシップを強化すること
- 国レベルでの診断能力及び政策助言能力を強化すること
- デイセント・ワーク国別計画の中で、危機対応を優先すること

28. ILO は、必要な人材及び財源を配置し、他機関と協力して、グローバル・ジョブズ・パクトを活用するためのサポートを求める政労使への支援に取り組む。その際、ILO は、2008 年の「公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言」及び付随する決議を指針とする。